

平成25年3月22日

各教育事務所長 殿

保健体育課長

公立学校等における労働安全衛生管理体制の充実について（報告）

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会教育長へ依頼しましたのでお知らせします。

問い合わせ先 担当：健康教育係 松山 電話 099-286-5316
--

平成25年3月22日

写

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育庁保健体育課長

公立学校等における労働安全衛生管理体制の充実について（依頼）

労働安全衛生法等に基づく管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点からも重要なものです。

つきましては、新年度当初、学校等における労働安全衛生管理体制について「学校職員安全衛生管理規程」（各市町村）や「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」（文部科学省リーフレット）等を活用し、職員に説明を行い、公立学校等における労働安全衛生管理体制のさらなる充実が図られるようお願いします。

なお、下記の事項については重点的に御指導ください。

記

- 1 各学校の衛生委員会等の年3回以上の開催について
- 2 長時間勤務者に対する医師の面接指導要領について

※ 参考

- ・ 平成25年1月7日付け「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備に関する調査結果について」

問い合わせ先

担当：健康教育係 松山

電話 099-286-5316